

奈井江町 第7期まちづくり計画 基本構想

(令和7年度～令和16年度)

令和7年3月策定

令和8年3月改定



○計画の策定にあたり

I. 計画策定の背景	1
II. 計画の構成	2
III. 計画の期間	2
IV. 人口推計	3

○基本構想

I. 計画の目的	4
II. 計画の期間	4
III. まちづくりのテーマ	4
IV. まちづくりの基本目標	5
V. SDG s（持続可能な開発目標）の推進	6
VI. 政策の大綱	7
1 豊かな自然の中で安心・安全な暮らしを目指して	7
2 とともに支え合い、健やかで心豊かな暮らしを目指して	7
3 地域とともに学び続け、広がる未来を目指して	8
4 活力ある産業とにぎわいを目指して	8
5 みんなでつくる、住みたいまちを目指して	9
6 誰もが躍動する共奏のまちを目指して	9

➤ 計画の策定にあたり

I. 計画策定の背景

奈井江町では、昭和46年（1971年）の「奈井江町振興計画」の策定以来、6期にわたり総合計画を策定し、計画的なまちづくりの推進に努めてきました。

平成17年4月からは、第5期まちづくり計画と同時に「まちづくり自治基本条例」を施行し、社会経済情勢に左右されることなく、町民が「お互いを尊重し」「助け合い」「一人ひとりが主体となった」住民自治の確立と充実を図り、積極的な情報公開と町民との対話を基本に、直面する行財政問題をはじめ地域における課題への対策など、町民と協働のまちづくりの実践に努め、健全財政を堅持しながら今日の奈井江町を築きあげてきました。

本町を取り巻く環境は、少子高齢化・人口減少社会の進行に加え、新興感染症や物価高騰の影響、町民意識や価値観の多様化など、様々な変化を続けております。

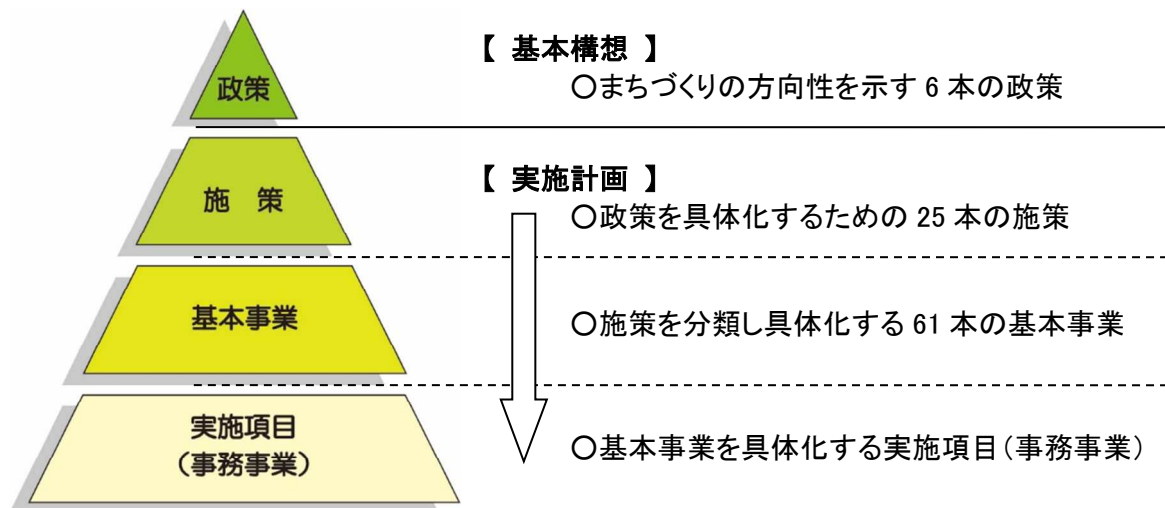
このような状況の中においても、時代の潮流や地域特性に的確に対応し、本町が将来にわたって持続可能な地域社会の実現を図るためには、今ある施策を見つめ直し、また、磨き上げるとともに、これまでの様々な成果の継承とあらゆる資源の連携を深めながら新たな発想によるまちの魅力創出が必要です。

町民一人ひとりが安心・安全に生活し、次世代に繋ぐことができる「ないえ」らしい活力あるまちづくりを進めるべく、「まちづくり自治基本条例」に基づく「住民自治」、「相互扶助」、「未来志向」の基本理念を基に、奈井江町が今後10年間におけるまちづくりの目標や方向性、推進する施策を体系的にとりまとめて、計画的なまちづくりを推進するため、令和7年度を起点とする「奈井江町第7期まちづくり計画」（以下「まちづくり計画」という。）を策定しました。

II. 計画の構成

「まちづくり計画」は、「基本構想」と「実施計画」で構成しています。

基本構想	基本構想は、長期的な視野に立ち、まちづくりの基本的な理念や方向性を明らかにし、その実現のために必要な政策の大綱を示したものです。
実施計画	<p>実施計画は、基本構想で示した政策に基づき5カ年ごとに実施する、具体的な事業の内容を体系別に示したものです。</p> <p>実施計画の進行管理に当たっては、社会経済情勢や町民ニーズ等の変化に適切に対応しながら、計画の実効性と弾力性を確保する必要があるため、事業の進捗状況等を踏まえて、毎年度見直しを行います。</p>



III. 計画の期間

基本構想の期間は、令和7年度から令和16年度までとし、実施計画は前期計画を令和7年度から令和11年度まで、後期計画を令和12年度から令和16年度までとしています。

なお、後期計画については、令和11年度に前期実施計画の実績や社会経済情勢等を踏まえ、新たに策定を行います。

基本構想 (令和7年度～令和16年度)	
前期実施計画 (令和7年度～令和11年度)	後期実施計画 (令和12年度～令和16年度)

IV. 人口推計

本町の人口は、都市部への人口流出や少子高齢化により、今後も人口減少は避けられない状況にあります。

基本構想の最終年度である令和 16 年度の人口推計については、令和 6 年度に策定した「奈井江町人口ビジョン」をもとに、3,572 人と推計します。

(上段：人、下段：%)

区分	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年	2045 年	2050 年	2055 年	2060 年	2065 年	2070 年
年少人口	439	382	310	221	189	167	166	172	181	176	169
0～14 歳	8.6%	8.5%	7.7%	6.2%	6.0%	6.0%	6.8%	7.9%	9.3%	10.2%	11.0%
生産年齢人口	2,492	2,057	1,764	1,542	1,240	1,059	943	818	739	658	670
15～64 歳	48.7%	45.7%	43.8%	43.2%	39.4%	38.1%	38.3%	37.4%	38.1%	38.2%	43.7%
高齢人口	2,189	2,064	1,957	1,809	1,722	1,554	1,351	1,195	1,021	887	695
65 歳以上	42.7%	45.8%	48.6%	50.7%	54.7%	55.9%	54.9%	54.7%	52.6%	51.5%	45.3%
合計	5,120	4,503	4,031	3,572	3,151	2,780	2,460	2,185	1,941	1,721	1,534

(奈井江町人口ビジョン)

➤ 基本構想

I. 計画の目的

「第7期まちづくり計画」の基本構想は、長期的な視野に立ち、まちづくりの基本的な理念や方向性を明らかにし、その実現のために必要な政策の大綱を示しています。

II. 計画の期間

基本構想の計画期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間とします。

III. まちづくりのテーマ

～みんなで奏でる おもいやりのまち～

奈井江町は、平成6年（1994年）の開町50年を契機に、保健・医療・福祉を町の重要課題として捉え、「健康と福祉のまち宣言」を行いました。平成7年度から令和6年度まで進めてきたまちづくり計画では、「おもいやり明日へ」を指針的テーマに掲げ、一貫して、「人にやさしい」「おもいやりのある」まちづくりを進めてきました。

これまでの支えあいの精神を基本にしたまちづくりという思いは継承しながらも、現在の社会情勢や今後10年間の重点施策など、現況と新たな視点から、新しい「指針的テーマ」として、「みんなで奏でる おもいやりのまち」をテーマとし、住民同士の心のつながりが、共鳴し合い未来の奈井江町がこれまで以上にやさしさあふれる、町民と一体となったまちづくりを進めます。

IV. まちづくりの基本目標

地方分権が進展し、地域の独自性や生活の利便性が求められる中、各市町村では創意工夫を凝らした様々な取り組みが行われています。しかし、都市への人口流出や少子高齢化による人口減少とともに、地域コミュニティが疲弊しているという深刻な課題も抱えています。

このような厳しい状況下においても、本町では、まちづくり自治基本条例の基本理念のもと、町民とともに課題解決や地域活性化に取り組んできました。

今後も、人口減少社会において町を維持しながら、多様性と持続可能性を重視したまちづくりを進めるためには、これまで育んできた町民との協働を継承し、人・物・地域・自然など、本町が有する優れた資源をつなげて有効活用し、このまちに秘められた可能性を引き出しながら、新たな魅力創出に挑む必要があります。

さらに、人口減少に対応するためにデジタルトランスフォーメーションを進め、行政サービスの効率化や情報共有の促進を図り、住民の利便性を高めるとともに、地域の魅力を発信することで、持続可能なまちづくりを実現します。これらを実現するために、次の3つの基本目標を掲げます。

みんなで作るまちづくり

地方分権が進展する中で、魅力的で多様性に富んだ個性的なまちづくりを推進するためには、住民自治の理念に基づいて、すべての町民が互いの自主性と多様性を尊重し、「自ら考え行動する」意識を高め、主体的に関与することが最も重要です。また、積極的な情報公開と情報共有を行い、町民と協力してまちづくりを進めていきます。

心豊かにつながるまちづくり

物の豊かなこの時代において、経済的な豊かさだけでなく、心の豊かさや生きる喜びを感じる事が重要です。本町が誇る人材、技術、地理的要件など、さまざまな資源を活用し、雇用と活力を生み出し、定住促進を図りながら、町民同士が相互に支え合うコミュニティの大切さを共有することで、全ての町民が心の豊かさを感じ、生き生きと暮らせる町づくりを目指します。

次世代につなぐ持続可能なまちづくり

まちを守り育てるため、「おもいやり明日へ」を継承し、それぞれが思う「ないえ」らしさを保ちながら、中長期的な視点を持った持続可能なまちづくりが必要です。社会経済情勢の変化に対応し、創造性あふれる取り組みや広域連携を活かし、次代へとつなげます。さらに、次世代の子供たちが安心して成長できる環境を整えることに注力します。

V. SDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGsとは「Sustainable Development Goals」の略であり、2015年9月の「国連サミット」で採択されたよりよい未来を目指すための国際目標です。2030年を年限とする17の目標と169のターゲットで構成されます。

当町においても、人口減少や少子高齢化の進行による労働力不足など将来想定される変化・課題を見据えて、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。第7期まちづくり計画の推進にあたっては、SDGsの理念に沿って、町民・地域団体・企業などあらゆる活動主体と連携し、社会・経済・環境に関わる様々な課題を統合的に解決する視点を持って取り組みます。



VI. 政策の大綱

「まちづくりのテーマ」「まちづくりの基本目標」を踏まえ、次の6つの政策が連動する総合的なまちづくりを進めます。

1 豊かな自然の中で安心・安全な暮らしを目指して

- 道路・上下水道・公園や住環境整備の充実など、町民が安心して暮らせるよう、社会資本の維持管理を適切に行います。
- 町民の防災・減災に対する意識を高めるとともに、防災体制の整備の充実を図ります。
- 地域や学校、警察、事業所など関係機関が一体となり、町民への交通安全や防犯に対する意識の高揚を図ります。
- 快適に暮らせるまちづくりのため、ごみの減量化・資源化や環境衛生対策に努め、町民一人ひとりの環境意識の高揚を図ります。
- 地球温暖化防止や生物多様性の保全など、森林の有する公益的機能を将来に向けて持続的に発揮させ、この豊かな美しい森林・自然環境を未来につなげるため、森林の管理と自然環境の保全に努めます。

2 ともに支え合い、健やかで心豊かな暮らしを目指して

- すべての町民が健やかで心豊かに暮らせる地域社会を目指し、保健・医療・福祉・介護・生活支援が一体となったサービス基盤の構築や社会環境の充実を図り、町民一人ひとりの健康行動を後押しし、健康寿命の延伸及び健康格差の縮小に努めます。
- 安心して子どもを産み、育てることができる環境をつくり、子ども達が心身ともに健やかで幸せに成長できるよう、多様化する保育・教育や子育て支援のニーズに応えた様々な取り組みを進めます。
- 高齢者が地域でつながり合い、いきいきと活躍するため、健康づくりや介護予防の取組み及び居場所や集いの場の充実により社会参加を推進します。
- 障がいのあるなしにかかわらず、すべての町民が自分らしく暮らせる地域社会をつくるため、障がいのある人の社会参加や利用者のニーズに応じた福祉サービスの充実を図ります。
- 住み慣れた地域で生きがいを持って安心して暮らしていけるよう、住民主体の地域づくりを進めるとともに、地域や関係機関と連携を深めながら活動を展開します。

3 地域とともに学び続け、広がる未来を目指して

- ふるさと奈井江を題材とした探究的な学習や地域と連携した教育活動を推進し、子ども達が地域の課題や魅力を自分事として捉え、主体的に考え行動する当事者意識を育成するとともに、地域への理解と愛着を深めます。
- ICT を効果的に活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ることで、基礎学力の定着を確実にするとともに、思考力・判断力・表現力の向上と主体的に学ぶ力を育成します。
- 対話を重視した学習や協働的な取組を通じて、他者を理解し、多様な価値観や違いを尊重する姿勢を育成するとともに、挑戦や試行錯誤を肯定的に捉える指導・評価の在り方を推進し、互いに高め合う気持ちの醸成を図ります。
- 学校内外の多様な学習資源を活用し、芸術・文化・スポーツ等に親しむ機会を充実させることで、子どもひとり一人が得意なことや好きなことを見だし、学びを人生の豊かさにつなげ、生涯にわたって学び続ける力の基盤を創ります。

4 活力ある産業とにぎわいを目指して

- 本町の基幹産業である農業の発展のために、担い手の育成と農作業の省力化や効率化を図るとともに、農業生産基盤の整備、多面的機能の発揮、環境保全型農業など様々な取り組みを支援します。
- 関係団体との連携により地場製品のブランド化、中小企業・小規模事業者の経営基盤の確立、企業の立地、事業拡大などへ支援を行うとともに、生産者や事業所・企業が持つ技術力や付加価値の高さなどを町内外に積極的に発信します。
- 恵まれた交通立地条件と豊かな自然を活かした、観光づくりを多様な関係者とともに、地域一体となって取り組んでいきます。

5 みんなでつくる、住みたいまちを目指して

- 人口減少と高齢化に対応するため、移住及び定住対策を強化し、町内居住者の定着を促進し、町外からの移住を奨励する住宅政策を推進します。安全で安心できる生活環境、子育て支援、保健、教育、産業振興のための包括的な施策を進めます。
- 町民一人ひとりがあらゆる分野で活躍できる社会を目指し、職場や家庭生活の充実、地域力向上を図り、町民とともに作りあげるまちづくりを行うため、積極的に行政情報を提供し、協働のまちづくりを実現します。
- 町民のニーズに応え、効率的かつ持続可能な行財政運営を目指して、事業の評価、検証、見直しを行い、公共施設の複合化、集約化を進めるとともに、他市町との広域連携を促進します。
- 地方分権と社会経済の変化に適応し、適切な町政運営体制を構築し、国と地方、自治体間の役割分担と地方自治を強化する施策を国に提案します。
- 多様化する社会課題に対応するため、様々な場面にデジタル技術を導入し、誰もが豊かさを実感できる取り組みや支援策を検討します。
- 性別に関係なく、お互いを尊重しながら意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会を目指し、男女共同参画社会の実現に向けて、関係機関との連携強化や意識の高揚を図ります。

6 誰もが躍動する共奏のまちを目指して

- 年齢や状況にかかわらず「働きたい」「チャレンジしたい」という気持ちに応え、誰もが活躍やチャレンジするまちづくりを進めます。
- いつでもどこでも音楽に触れられ、誰もが音楽でつながり、音楽を通じた人づくりや居場所づくり、経済活性化の仕組みを作り、音楽の持つ力を活かした創造的なまちづくりを進めます。
- 都市部人材のスキルやノウハウをまちづくりに生かしながら、まちに関わる人や応援者を増やし、ふるさと納税の拡大やブランド力の向上を図り、発展的かつ持続的なまちづくりを目指します。
- 町民の居場所と活躍の場を確保するために、地域コミュニティをはじめ多層的なコミュニティの構築を進めていきます。